## ※<br/> 施設基準等に係る掲示(令和7年11月1日現在)

	)基本診療料の施設基準等	
$\bigcirc$	一般病棟入院基本料(急性期一般入院料6)	(2、5階病棟)
$\bigcirc$	結核病棟入院基本料 (10対1入院基本料	4) (2階病棟)
$\bigcirc$	障害者施設等入院基本料 (7対1入院基本	料)(4階病棟)
	救急医療管理加算	
	診療録管理体制加算2	
	医師事務作業補助体制加算1(75対1補助	7休制加管)
	急性期看護補助体制加算(25対1)(看護	
_		開めている。
	特殊疾患入院施設管理加算 (4 階病棟)	
	療養環境加算 (1、2、4、5階病棟)	
_	重症者等療養環境特別加算(2、5階病棟)	±+-\
	摂食障害入院医療管理加算(1、2、5階病	<b>(果</b> )
	栄養サポートチーム加算	
	医療安全対策加算1(医療安全対策地域連携	<b>加</b> 算)
$\bigcirc$	感染対策向上加算1(指導強化加算)	
$\bigcirc$	患者サポート体制充実加算	
$\bigcirc$	後発医薬品使用体制加算 1	
$\bigcirc$	バイオ後続品使用体制加算	
$\bigcirc$	病棟薬剤業務実施加算1	
$\bigcirc$	データ提出加算2及び4(許可病床数200	床以上)
_	入退院支援加算1(地域連携診療計画加算)	
	認知症ケア加算3	( 1, 6 5) 13,210 5 1 7
	せん妄ハイリスク患者ケア加算	
	小児入院医療管理料 5	
	児童・思春期精神科入院医療管理料(精神科	」捧着支援体制加管)(1 階病棟)
•		
<b>′</b>		
.2	)特掲診療料の施設基準等	
$\bigcirc$	がん性疼痛緩和指導管理料	
		〇 がん患者指導管理料イ、口
	二次性骨折予防継続管理料3	〇 外来腫瘍化学療法診療料1
$\bigcirc$	二次性骨折予防継続管理料3 開放型病院共同指導料(I)	
$\bigcirc$	開放型病院共同指導料 ( I ) 薬剤管理指導料	〇 外来腫瘍化学療法診療料1
0	開放型病院共同指導料(I) 薬剤管理指導料 医療機器安全管理料 1	<ul><li>○ 外来腫瘍化学療法診療料1</li><li>○ がん治療連携指導料</li><li>○ 地域連携診療計画加算</li></ul>
000	開放型病院共同指導料 (I) 薬剤管理指導料 医療機器安全管理料 1 持続血糖測定器加算 (間歇注入シリンジポンプと連	<ul><li>○ 外来腫瘍化学療法診療料1</li><li>○ がん治療連携指導料</li><li>○ 地域連携診療計画加算</li></ul>
0000	開放型病院共同指導料(I) 薬剤管理指導料 医療機器安全管理料 1 持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連 皮下連続式グルコース測定	<ul><li>○ 外来腫瘍化学療法診療料1</li><li>○ がん治療連携指導料</li><li>○ 地域連携診療計画加算</li></ul>
00000	開放型病院共同指導料(I) 薬剤管理指導料 医療機器安全管理料 1 持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連 皮下連続式グルコース測定 検体検査管理加算(II)	<ul><li>○ 外来腫瘍化学療法診療料1</li><li>○ がん治療連携指導料</li><li>○ 地域連携診療計画加算</li></ul>
000000	開放型病院共同指導料(I) 薬剤管理指導料 医療機器安全管理料 1 持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連 皮下連続式グルコース測定 検体検査管理加算(II) ヘッドアップティルト試験	<ul><li>○ 外来腫瘍化学療法診療料1</li><li>○ がん治療連携指導料</li><li>○ 地域連携診療計画加算</li><li>動する持続血糖測定器を用いる場合)</li></ul>
0000000	開放型病院共同指導料 (I) 薬剤管理指導料 医療機器安全管理料 1 持続血糖測定器加算 (間歇注入シリンジポンプと連 皮下連続式グルコース測定 検体検査管理加算 (II) ヘッドアップティルト試験 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングラ	<ul><li>○ 外来腫瘍化学療法診療料1</li><li>○ がん治療連携指導料</li><li>○ 地域連携診療計画加算</li><li>動する持続血糖測定器を用いる場合)</li></ul>
00000000	開放型病院共同指導料 (I) 薬剤管理指導料 医療機器安全管理料 1 持続血糖測定器加算 (間歇注入シリンジポンプと連 皮下連続式グルコース測定 検体検査管理加算 (II) ヘッドアップティルト試験 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングラ 神経学的検査	<ul><li>○ 外来腫瘍化学療法診療料1</li><li>○ がん治療連携指導料</li><li>○ 地域連携診療計画加算</li><li>動する持続血糖測定器を用いる場合)</li></ul>
000000000	開放型病院共同指導料 (I) 薬剤管理指導料 医療機器安全管理料 1 持続血糖測定器加算 (間歇注入シリンジポンプと連 皮下連続式グルコース測定 検体検査管理加算 (II) ヘッドアップティルト試験 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングラ 神経学的検査 画像診断管理加算 2	<ul><li>○ 外来腫瘍化学療法診療料1</li><li>○ がん治療連携指導料</li><li>○ 地域連携診療計画加算</li><li>動する持続血糖測定器を用いる場合)</li></ul>
0000000000	開放型病院共同指導料 (I) 薬剤管理指導料 医療機器安全管理料 1 持続血糖測定器加算 (間歇注入シリンジポンプと連 皮下連続式グルコース測定 検体検査管理加算 (II) ヘッドアップティルト試験 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングラ 神経学的検査 画像診断管理加算 2 ポジトロン断層撮影 (アミロイドPETイメ	<ul><li>○ 外来腫瘍化学療法診療料1</li><li>○ がん治療連携指導料</li><li>○ 地域連携診療計画加算</li><li>動する持続血糖測定器を用いる場合)</li><li>スト</li><li>ページング剤を用いた場合を除く。)</li></ul>
0000000000	開放型病院共同指導料 (I) 薬剤管理指導料 医療機器安全管理料 1 持続血糖測定器加算 (間歇注入シリンジポンプと連皮下連続式グルコース測定 検体検査管理加算 (II) ヘッドアップティルト試験 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングラ神経学的検査 画像診断管理加算 2 ポジトロン断層撮影 (アミロイドPETイメ CT撮影 64 列以上 、MRI撮影 1.5	<ul><li>○ 外来腫瘍化学療法診療料1</li><li>○ がん治療連携指導料</li><li>○ 地域連携診療計画加算</li><li>動する持続血糖測定器を用いる場合)</li><li>マスト</li><li>マスト</li><li>マング剤を用いた場合を除く。)</li><li>テスラ以上3テスラ未満</li></ul>
00000000000	開放型病院共同指導料 (I) 薬剤管理指導料 医療機器安全管理料 1 持続血糖測定器加算 (間歇注入シリンジポンプと連 皮下連続式グルコース測定 検体検査管理加算 (II) ヘッドアップティルト試験 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングラ 神経学的検査 画像診断管理加算 2 ポジトロン断層撮影 (アミロイドPETイメ CT撮影 64 列以上 、MRI撮影 1.5 抗悪性腫瘍剤処方管理加算	<ul><li>○ 外来腫瘍化学療法診療料1</li><li>○ がん治療連携指導料</li><li>○ 地域連携診療計画加算</li><li>動する持続血糖測定器を用いる場合)</li><li>スト</li><li>ページング剤を用いた場合を除く。)</li></ul>
000000000000	開放型病院共同指導料(I) 薬剤管理指導料 医療機器安全管理料 1 持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連 皮下連続式グルコース測定 検体検査管理加算(II) ヘッドアップティルト試験 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングラ 神経学的検査 画像診断管理加算 2 ポジトロン断層撮影(アミロイドPETイメ CT撮影 64 列以上 、MR I 撮影 1.5 抗悪性腫瘍剤処方管理加算 無菌製剤処理料	<ul><li>○ 外来腫瘍化学療法診療料1</li><li>○ がん治療連携指導料</li><li>○ 地域連携診療計画加算</li><li>動する持続血糖測定器を用いる場合)</li><li>マスト</li><li>スト</li><li>スト</li><li>スラ以上3テスラ未満</li><li>○ 外来化学療法加算1</li></ul>
00000000000000	開放型病院共同指導料 (I) 薬剤管理指導料 医療機器安全管理料 1 持続血糖測定器加算 (間歇注入シリンジポンプと連 皮下連続式グルコース測定 検体検査管理加算 (II) ヘッドアップティルト試験 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングラ 神経学的検査 画像診断管理加算 2 ポジトロン断層撮影 (アミロイドPETイメ CT撮影 64 列以上 、MRI撮影 1.5 抗悪性腫瘍剤処方管理加算	<ul><li>○ 外来腫瘍化学療法診療料1</li><li>○ がん治療連携指導料</li><li>○ 地域連携診療計画加算</li><li>動する持続血糖測定器を用いる場合)</li><li>マスト</li><li>スト</li><li>スト</li><li>スラ以上3テスラ未満</li><li>○ 外来化学療法加算1</li></ul>
000000000000000	開放型病院共同指導料(I) 薬剤管理指導料 医療機器安全管理料 1 持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連 皮下連続式グルコース測定 検体検査管理加算(II) ヘッドアップティルト試験 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングラ 神経学的検査 画像診断管理加算 2 ポジトロン断層撮影(アミロイドPETイメ CT撮影 64 列以上 、MR I 撮影 1.5 抗悪性腫瘍剤処方管理加算 無菌製剤処理料 脳血管疾患等リハビリテーション料(I)	<ul> <li>○ 外来腫瘍化学療法診療料1</li> <li>○ がん治療連携指導料</li> <li>○ 地域連携診療計画加算</li> <li>動する持続血糖測定器を用いる場合)</li> <li>マスト</li> <li>マラング剤を用いた場合を除く。)テスラ以上3テスラ未満</li> <li>○ 外来化学療法加算1</li> <li>○ 運動器リハビリテーション料(I)</li> </ul>
00000000000000000	開放型病院共同指導料 (I) 薬剤管理指導料 医療機器安全管理料 1 持続血糖測定器加算 (間歇注入シリンジポンプと連 皮下連続式グルコース測定 検体検査管理加算 (II) ヘッドアップティルト試験 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングラ 神経学的検査 画像診断管理加算 2 ポジトロン断層撮影 (アミロイドPETイタ CT撮影 64 列以上 、MR I 撮影 1.5 抗悪性腫瘍剤処方管理加算 無菌製剤処理料 脳血管疾患等リハビリテーション料 (I) 呼吸器リハビリテーション料 (I) 呼吸器リハビリテーション料 (I) がん患者リハビリテーション料 通院・在宅精神療法の注10に規定する児童	<ul> <li>○ 外来腫瘍化学療法診療料1</li> <li>○ がん治療連携指導料</li> <li>○ 地域連携診療計画加算</li> <li>動する持続血糖測定器を用いる場合)</li> <li>テスト</li> <li>マスト</li> <li>マスラ以上3テスラ未満</li> <li>○ 外来化学療法加算1</li> <li>○ 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)</li> <li>○ 障害児(者)リハビリテーション料</li> <li>証春期支援指導加算</li> </ul>
00000000000000000	開放型病院共同指導料 (I) 薬剤管理指導料 医療機器安全管理料 1 持続血糖測定器加算 (間歇注入シリンジポンプと連定下連続式グルコース測定 検体検査管理加算 (II) ヘッドアップティルト試験 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングラ神経学的検査 画像診断管理加算 2 ポジトロン断層撮影 (アミロイドPETイタ CT撮影 64 列以上 、MRI撮影 1.5 抗悪性腫瘍剤処方管理加算 無菌製剤処理料 脳血管疾患等リハビリテーション料 (I) 呼吸器リハビリテーション料 (I) 呼吸器リハビリテーション料 (I) がん患者リハビリテーション料 通院・在宅精神療法の注10に規定する児童 抗精神病特定薬剤治療指導管理料 (治療抵抗	<ul> <li>○ 外来腫瘍化学療法診療料1</li> <li>○ がん治療連携指導料</li> <li>○ 地域連携診療計画加算</li> <li>動する持続血糖測定器を用いる場合)</li> <li>マスト</li> <li>マスト</li> <li>マスラ以上3テスラ未満</li> <li>○ 外来化学療法加算1</li> <li>○ 運動器リハビリテーション料(I)</li> <li>○ 障害児(者)リハビリテーション料</li> <li>証春期支援指導加算</li> </ul>
000000000000000000	開放型病院共同指導料 医療機器安全管理料 1 持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連皮下連続式グルコース測定 検体検査管理加算(II) ヘッドアップティルト試験 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングラ神経学的検査 画像診断管理加算 2 ポジトロン断層撮影(アミロイドPETイタ CT撮影 64 列以上、MRI撮影 1.5 抗悪性腫瘍剤処理性 脳血管疾患等リハビリテーション料(I) 呼吸器リハビリテーション料(I) 呼吸器リハビリテーション料(I) 呼吸器リハビリテーション料(I) がん患者リハビリテーション料 通院・在宅精神療法の注10に規定する児童 抗精神病特定薬剤治療指導管理料(治療抵抗 歩行運動処置(ロボットスーツによるもの)	<ul> <li>○ 外来腫瘍化学療法診療料1</li> <li>○ がん治療連携指導料</li> <li>○ 地域連携診療計画加算</li> <li>動する持続血糖測定器を用いる場合)</li> <li>マスト</li> <li>マスラ以上3テスラ未満</li> <li>○ 外来化学療法加算1</li> <li>○ 運動器リハビリテーション料(I)</li> <li>○ 障害児(者)リハビリテーション料</li> <li>証春期支援指導加算</li> <li>性統合失調症治療指導管理料に限る。)</li> </ul>
000000000000000000	開放型病院共同指導料 医療機器安全管理料 1 持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連皮下連続式グルコース測定 検体検査管理加算(II) ヘッドアップティルト試験 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングラ神経学的検査 画像診断管理加算 2 ポジトロン断層撮影(アミロイドPETイメ CT撮影 64 列以上 、MRI撮影 1.5 抗悪性腫瘍剤処方管理加算 無菌製剤処理料 脳血管疾患等リハビリテーション料(I) がん患者リハビリテーション料(I) がん患者リハビリテーション料(I) がん患者リハビリテーション料(I) がん患者リハビリテーション料(I) がん患者リハビリテーション料 通院・在宅精神療法の注1 0に規定する児童 抗精神病特定薬剤治療指導管理料(治療抵抗 歩行運動処置(ロボットスーツによるもの) 医科点数表第2章第10部手術の通則の16	<ul> <li>○ 外来腫瘍化学療法診療料1</li> <li>○ がん治療連携指導料</li> <li>○ 地域連携診療計画加算</li> <li>動する持続血糖測定器を用いる場合)</li> <li>・スト</li> <li>・スト</li> <li>・スラ以上3テスラ未満</li> <li>○ 外来化学療法加算1</li> <li>○ 運動器リハビリテーション料(I)</li> <li>○ 障害児(者)リハビリテーション料</li> <li>・配替期支援指導加算</li> <li>・性統合失調症治療指導管理料に限る。)</li> <li>・に掲げる手術</li> </ul>
0000000000000000000	開放型病院共同指導料 (I) 薬剤管理指導料 医療機器安全管理料 1 持続血糖測定器加算 (間歇注入シリンジポンプと連 皮下連続式グルコース測定 検体検査管理加算 (II) ヘッドアップティルト試験 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングラ神経学的検査 画像診断管理加算 2 ポジトロン断層撮影 (アミロイドPETイタ CT撮影 64 列以上 、MR I 撮影 1.5 抗悪性腫瘍剤処方管理加算 無菌製剤処理料 脳血管疾患等リハビリテーション料 (I) 呼吸器リハビリテーション料 (I) がん患者リハビリテーション料(I) がん患者リハビリテーション料(I) がん患者リハビリテーション料(I) がん患者リハビリテーション料(I) がん患者リハビリテーション料 通院・在宅精神療法の注1 Oに規定する児童 抗精神病特定薬剤治療指導管理料(治療抵抗 歩行運動処置(ロボットスーツによるもの) 医科点数表第2章第10部手術の通則の16 (胃瘻造設術(内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下	<ul> <li>○ 外来腫瘍化学療法診療料1</li> <li>○ がん治療連携指導料</li> <li>○ 地域連携診療計画加算</li> <li>動する持続血糖測定器を用いる場合)</li> <li>・スト</li> <li>・スト</li> <li>・スラ以上3テスラ未満</li> <li>○ 外来化学療法加算1</li> <li>○ 運動器リハビリテーション料(I)</li> <li>○ 障害児(者)リハビリテーション料</li> <li>部書期支援指導加算</li> <li>は統合失調症治療指導管理料に限る。)</li> <li>に掲げる手術</li> <li>胃瘻造設術を含む))</li> </ul>
000000000000000000000000000000000000000	開放型病院共同指導料 医療機器安全管理料 1 持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連皮下連続式グルコース測定 検体検査管理加算(II) ヘッドアップティルト試験 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングラ神経学的検査 画像診断管理加算 2 ポジトロン断層撮影(アミロイドPETイメ CT撮影 64 列以上 、MRI撮影 1.5 抗悪性腫瘍剤処方管理加算 無菌製剤処理料 脳血管疾患等リハビリテーション料(I) がん患者リハビリテーション料(I) がん患者リハビリテーション料(I) がん患者リハビリテーション料(I) がん患者リハビリテーション料(I) がん患者リハビリテーション料 通院・在宅精神療法の注1 0に規定する児童 抗精神病特定薬剤治療指導管理料(治療抵抗 歩行運動処置(ロボットスーツによるもの) 医科点数表第2章第10部手術の通則の16	<ul> <li>○ 外来腫瘍化学療法診療料1</li> <li>○ がん治療連携指導料</li> <li>○ 地域連携診療計画加算</li> <li>動する持続血糖測定器を用いる場合)</li> <li>・スト</li> <li>・スト</li> <li>・スラ以上3テスラ未満</li> <li>○ 外来化学療法加算1</li> <li>○ 運動器リハビリテーション料(I)</li> <li>○ 障害児(者)リハビリテーション料</li> <li>・配替期支援指導加算</li> <li>・性統合失調症治療指導管理料に限る。)</li> <li>・に掲げる手術</li> </ul>

## (3)入院時食事療養費

○ 入院時食事療養費( [ )